

六

国土入企第25号	Y5		
平成26年12月25日	北		

国土入企第25号  
平成26年12月25日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）

本年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。また、提出された内訳書について、各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました（入札契約適正化法第13条）。これらの規定は、建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第307号）により、平成27年4月1日から施行することとされました。

つきましては、その円滑な施行に向け、運用上の留意点を別紙1のとおり各省庁あて、別紙2のとおり都道府県（及び管内市区町村、指定都市）あて送付しておりますので、参考としてお知らせいたします。

国土入企第23号  
平成26年12月25日

各省庁会計課長等 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）

本年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。また、提出された内訳書について、各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました（入札契約適正化法第13条）。これらの規定は、建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第307号）により、平成27年4月1日から施行することとされました。

つきましては、その円滑な施行に向け、下記のとおり、運用上の留意点をお示しし、参考として送付致しますので、貴管下発注関係部局（入札契約適正化法の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知方をお願いします。

記

1. 入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）については、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についてその提出を求めることが自体に大きな意義があります。その上で、提出された内訳書については、各発注者の体制に応じ、適切に確認を行うことが求められます。
2. 既に多くの発注者において内訳書の提出を求めているものと承知していますが、現在、対象工事や提出を求める者を限定している場合には、改正法施行後は入札に付す全ての公共工事について、全ての入札参加者に対し内訳書の提出を求めることが必要

となります。

3. なお、通常、開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出を想定しています。ただし、発注者の判断により再度入札において提出を求めることを否定するものではありません。

4. 提出された内訳書の具体的な取扱いについては、

- ・公告等において入札説明書等に定めることにより、内訳書の内容に不備（例えば入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とすること
- ・低入札価格調査の際に他の入札参加者の内訳書の内容と比較する等により活用すること
- ・談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとること

などが考えられます。また、既に独自の取扱いを行っている発注者におかれても、その取扱いを継続していただいても差し支えありません。

5. 内訳書の確認の時期については、公正性の観点から入札書及び内訳書の提出期限後とする必要があります。

6. 現在内訳書の提出を求めていない発注者の参考となるよう、内訳書の例を別添1のとおり作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

また、国土交通省地方整備局の工事で用いている内訳書の例についても併せてお示します（別添2、3）。

7. 入札金額の内訳の提出及び内訳書の内容確認その他の必要な措置を講ずる責務については、平成27年4月1日から施行されますが、改正法附則第4条第1項により、施行の際現に入札に付されている公共工事については、適用しないこととされていますので、ご留意ください。

別添1：現在内訳書の提出を求めていない発注者を想定した簡易な内訳書の例

別添2：国土交通省地方整備局の土木工事で用いられている内訳書の例

別添3：国土交通省地方整備局の建築工事で用いられている内訳書の例

總行行第273号  
国土入企第22号  
平成26年12月25日

各都道府県総務部長・土木部長  
各都道府県議会事務局長  
各指定都市総務局長  
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）

本年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第12条）。また、提出された内訳書について、各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました（入札契約適正化法第13条）。これらの規定は、建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第307号）により、平成27年4月1日から施行することとされました。

つきましては、下記のとおり、運用上の留意点をお示ししますので、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれでは、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長、市区町村議会に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

1. 入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）については、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についてその提出を求めること自体に大きな意義があります。その上で、提出された内訳書については、各発注者の体制に応じ、適切に確認を行うことが求められます。
2. 既に多くの発注者において内訳書の提出を求めていたものと承知していますが、現在、対象工事や提出を求める者を限定している場合には、改正法施行後は入札に付す全ての公共工事について、全ての入札参加者に対し内訳書の提出を求めることが必要となります。
3. なお、通常、開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出を想定しています。ただし、発注者の判断により再度入札において提出を求めるなどを否定するものではありません。
4. 提出された内訳書の具体的な取扱いについては、
  - ・公告等において入札説明書等に定めることにより、内訳書の内容に不備（例えば入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とすること
  - ・低入札価格調査の際に他の入札参加者の内訳書の内容と比較する等により活用すること
  - ・談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとることなどが考えられます。また、既に独自の取扱いを行っている発注者におかれでは、その取扱いを継続していただいても差し支えありません。
5. 内訳書の確認の時期については、公正性の観点から入札書及び内訳書の提出期限後とする必要があります。
6. 現在内訳書の提出を求めていない発注者の参考となるよう、内訳書の例を別添1のとおり作成しましたので、必要に応じてご活用ください。  
また、国土交通省地方整備局の工事で用いている内訳書の例についても併せてお示しいたします（別添2、3）。  
この他、市町村にあっては、都道府県や近隣市町村において用いられている内訳書様式も参考にしてください。

7. 入札金額の内訳の提出及び内訳書の内容確認その他の必要な措置を講ずる責務については、平成27年4月1日から施行されますが、改正法附則第4条第1項により、施行の際現に入札に付されている公共工事については、適用しないこととされていますので、ご留意ください。

別添1：現在内訳書の提出を求めていない発注者を想定した簡易な内訳書の例

別添2：国土交通省地方整備局の土木工事で用いられている内訳書の例

別添3：国土交通省地方整備局の建築工事で用いられている内訳書の例

(記入例)

別添1

平成〇年〇月〇日

殿

住 所 ○○市○○町○○番○号

商号又は名称 株式会社 ○○建設

代表者 氏名 代表取締役 ○○○○ 印

### 工事費内訳書

工事名	○○事業(○○) 道路改良工事
-----	-----------------

工種等	金額(円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D



別添3

#### 支出負擔行為擔當官

平成〇〇年〇〇月〇〇日

○○ ○○ 殿

住所 所称  
商号又は名称  
代表者 氏名

## 工事費内訳書

工事名：

工事内訳

### 直 接 工 事 費 種目別内訳

### 直 接 工 事 費 科目別内訳

### 直 接 工 事 費 中科目別内訳

### 直 接 工 事 費 細目別内訳

建設業法等の一部を改正する法律 新旧対照条文（抄）【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律関係】

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
目次		
第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 情報の公表（第四条—第九条）	第二章 情報の公表（第四条—第九条）	第二章 情報の公表（第四条—第九条）
第三章 不正行為等に対する措置（第十条・第十一條）	第三章 不正行為等に対する措置（第十条・第十一條）	第三章 不正行為等に対する措置（第十条・第十一條）
第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置（第十二条・第十三条）	（新設）	（新設）
第五章 施工体制の適正化（第十四条—第十六条）	第四章 施工体制の適正化（第十二条—第十四条）	第四章 施工体制の適正化（第十二条—第十四条）
第六章 適正化指針（第十七条—第二十条）	第五章 適正化指針（第十五条—第十八条）	第五章 適正化指針（第十五条—第十八条）
第七章 国による情報の収集、整理及び提供等（第二十一条・第二十二条）	第六章 国による情報の収集、整理及び提供等（第十九条・第二十条）	第六章 国による情報の収集、整理及び提供等（第十九条・第二十条）
附則		
（目的）		
第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な發	第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、	第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措

頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

達を図ることを目的とする。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されこと。

四 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されこと。

(新設)

四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 建設業法第八条第九号、第十号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十三号（これらの規定を同法第十七

条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替え  
て適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項  
又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

一 建設業法第二十八条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号まで  
のいずれかに該当すること。

#### 第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置

（新設）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の  
内訳を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によつては公共工事の適  
正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除  
するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要  
な措置を講じなければならない。

（新設）

#### 第五章 施工体制の適正化

第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十四条 (略)

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が「以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2| 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされ单に「施工体制台帳」という。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3| 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではなら

(一括下請負の禁止)

第十二条 (略)

(施工体制台帳の提出等)

(新設)

第十三条 公共工事の受注者（建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2| 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではなら

ない。

(削る)

3 | 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

ない。

(各省各庁の長等の責務)

第十六条 (略)

第六章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第一章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならぬ。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従つて、次に掲げる事項を定めるものとする。

一五三 (略)

四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五六六 (略)

3 | 7 (略)

3 | 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

ない。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 (略)

第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第一章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従つて、次に掲げる事項を定めるものとする。

一五三 (略)

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五六六 (略)

3 | 7 (略)

(適正化指針に基づく責務)

第十八条 (略)

(措置の状況の公表)

第十九条 (略)

(要請)

第二十条 (略)

第七章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供等)  
(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十一条 (略)

(要請)

第十七条 (略)

(措置の状況の公表)

第十八条 (略)

(要請)

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供等)  
(関係法令等に関する知識の習得等)

第十九条 (略)

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十条 (略)